



- ・ 重要事項説明書
- ・ プライバシーポリシー
- ・ 約款

上記3点の内容を十分にご確認いただきお申込みください。

「C i 電たる」電力販売に関する重要事項説明

このたびは、「C i 電たる（歯愛メディカル電力販売サービス）」（以下「C i 電たる」といいます）をお申込みいただき、ありがとうございます。

以下に、C i 電たるのご提供にあたり、お客さまにご確認いただきたい事項を説明（以下「本サービス重要事項説明書」といいます）しております。

本サービス重要事項説明書は、電気事業法第2条の13ならびに特定商取引に関する法律第4条に基づき、別途お客さまに交付する「歯愛メディカル電気供給約款」（以下「C i 電たる約款」といいます）と一体となって適用され、C i 電たるに関する契約条件となります。お客さまにおかれましてはC i 電たる約款および本サービス重要事項説明書の内容につきましてあらかじめご了承ください、お申込み下さい。

お客さまにおかれましては、「C i 電たる約款」およびこの内容を十分にご確認いただいた上、お申込み下さい。また、お客さまがお申込みされた契約内容等につきまして「電気ご使用申込書」及びこの書面をご確認下さい。

●小売電気事業者（電気の供給者）

株式会社エネット（登録番号：A0009）

●取次事業者（お客さまとの需給契約の契約者）

株式会社歯愛メディカル

- ・上記小売電気事業者による電力供給を取次し、お客さまと需給契約を締結します。

●お問い合わせ先

C i メディカルコールセンター（電力担当）076-205-5880 時間帯 10:00-18:00（年末年始 土日祝除く）

エネットコンタクトセンター 0120-2233-79 時間帯 9:00-17:00（年末年始 土日祝除く）

停電などに関するお問い合わせ先 一般送配電事業者

●お申込み方法

別添の「電気使用申込書」のご提出によりお申込みいただけます。

●供給予定開始日

（1）他の小売電気事業者から当社へ切り替えていただいた場合
原則として、以下の通りとなります。

（お申し込み時のお客さま情報の誤り等があった場合には、所定の手続きに時間を要することがあります。その場合は、予めお伝えした日に供給を開始できない場合があります。）

スマートメーターが設置されていない場合：お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日

スマートメーターが設置されている場合：お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降到来する最初の検針日

※ご希望の需給開始日をご指定いただいても、その日から需給を開始することはできません。

(2) ご入居等により、新たに電気をご利用になる場合

お客さまのご利用希望日といたします。

●料金の算定期間・算定方法

・料金は、基本料金（需給契約に最低料金の定めがある場合には、最低料金をいい、以下同様とします。）、電力量料金および別途当社が定めるところによって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別途当社が定めるところによって算定された燃料費調整額（九州電力送配電管内にあっては、離島ユニバーサルサービス調整額を含みます。）を加えたものといたします。お客さまに適用される基本料金単価および電力量料金単価は、「電気料金一覧表」をご参照下さい。

・料金の算定期間は、「1 月」を単位として算定し、前月の検針日から当月の検針日（東京電力パワーグリッド管内のお客さまは、前月の当社があらかじめお知らせした記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）から当月の計量日）の前日までの期間といたします。なお、解約に際しては、解約日に関わらず基本料金は日割計算せず、1 か月分の基本料金を頂きます。

●工事に関する費用の負担

・本契約に基づく供給開始に当たって、供給地点を管轄する一般送配電事業者から、お客さまに供給するために必要な設備を小売電気事業者の負担で施設することの費用負担を当社が求められた場合には、お客さまにその施設にかかった費用、またはその工事費等を負担していただきます。

・その他お客さまの都合に基づく事情により当社が当該電力会社から工事費等の費用負担を求められた場合には、お客さまにその工事費等を負担していただきます。詳細は、C i 電たる約款第 32 条をご参照下さい。

●契約電流、契約容量、契約電力について

・お客さまの契約電流、契約容量または契約電力は、別添「電気使用申込書」記載のとおりです。

・お申し込みいただけるお客さまは、契約種別ごとに以下のとおりです。

(1) C i 電灯

電灯または小型機器を使用する需要で、以下のいずれかに該当する範囲で提供いたします。

・北海道電力ネットワーク管内、東北電力ネットワーク管内、東京電力パワーグリッド管内、中部電力パワーグリッド管内、北陸電力送配電管内、九州電力送配電管内、沖縄電力管内の場合

以下のいずれかに該当すること。

①契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

②契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

・関西電力送配電管内、中国電力ネットワーク管内、四国電力送配電管内の場合

契約容量が原則 50 キロボルトアンペア未満であること。

(2) C i 動力

動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満である場合に提供いたします。

・契約電流、契約容量の決定方法については、C i 電たる約款第 6 条第 2 項をご参照下さい。

●標準電圧

100 ボルトまたは 200 ボルトとなります。

●周波数

お客さまのお住まいの区域ごとに以下のとおりとなります。

(北海道電力ネットワーク管内、東北電力ネットワーク管内、東京電力パワーグリッド管内)

50Hz (ただし、新潟県佐渡市、妙高市および糸魚川市ならびに群馬県の一部は60Hz)

(中部電力パワーグリッド管内、北陸電力送配電管内、関西電力送配電管内、中国電力ネットワーク管内、四国電力送配電管内、九州電力送配電管内、沖縄電力管内)

60Hz (ただし、長野県の一部は50Hz)

●検針日

供給地点を管轄する一般送配電事業者が、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日となります。

●使用電力量の計量方法

お客さまが使用する電力量は、供給地点を管轄する一般送配電事業者によって設置された計量器により計量された値とし、原則30分毎に計測いたします。

●日割計算

日割計算は実施いたしません。

●支払方法

料金につきましては、毎月、口座振替もしくはコンビニ決済、クレジットカード決済でお支払いいただきます。

●託送供給等約款に定められたお客さまの責任

電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ・一般送配電事業者の供給設備の故障、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には一般送配電事業者に通知すること

- ・供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計・施工、改修または検査に伴う、土地、建物への立ち入りへの協力

- ・不正な電気の使用の防止等に必要な、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器若しくはその他電気工作物の確認若しくは検査、またはお客さまの電気の使用用途の確認に伴う土地、建物への立ち入りへの協力

- ・計量値の確認、供給の開始、廃止、停止、その他一般送配電事業者の電気工作物に関わる保安の確認に必要な措置に伴う土地・建物への立ち入りへの協力

詳細は、C i 電たる約款第6条第1項[第19条]、第20条～第25条、第26条第2項および第40条第1項をご参照下さい。

●契約期間

- ・契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降最初に訪れる3月の検針日の前日までといたします。

- ・契約期間満了に先だって需給契約の終了または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社が需給契約者に通知する事項は、本号に基づき更新された契約期間のみとなります。

●契約変更や解約のお申し出

C i メディカルコールセンターにて承ります。

●契約変更、終了に伴うお客さまの負担

お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を終了しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合、需給契約者は、当社が別途定めるところにより算出された額を契約の終了または変更の日に、支払っていただく場合があります。詳細は、C i 電たる約款第41条をご参照下さい。

●当社からの変更、解除について

次のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまとの間の契約を解除する場合があります。なお、この場合には、契約を解除する15日前までに解除日を明示し、お客さまに対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、②需給契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受ける方法があることを説明いたします。

- ・当社の定める事項に基づき、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ・お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払わない場合
- ・お客さまが他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の支払期日を経過してなお、料金を支払わない場合
- ・その他当社が定めるC i 電たる約款によって負う義務を履行しない場合

●適正契約の保持

当社が、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められたときは、お客さまは、その求められた内容に従い、すみやかに需給契約を適正なものに変更していただきます。

●他の小売電気事業者から当社への切り替え

他の小売電気事業者から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、違約金等解約に伴う不利益事項が発生する場合があります。他の小売電気事業者との契約内容をご確認下さい。

●需給契約締結後の書面交付義務

お客さまと当社との間で契約が成立した場合、C i 電たる約款等、本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、お客さまご指定のメールアドレスへの送付その他当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。本契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡下さい。

●需給契約の変更について

(1) 需給契約変更の効力発生

当社がC i 電たる約款を変更する場合、あらかじめ変更後の内容及びその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他供給条件は、変更後のC i 電たる約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。

(2) 需給契約変更の際の説明義務・書面交付義務について

このC i 電たる約款の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

- ・供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、お客さまご指定のメールアドレスへの送付その他当社

が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行います。この場合、当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

- ・ 契約変更後の書面交付については、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- ・ 上記にかかわらず、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他、供給条件の実質的な変更をとみなさない内容である場合、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

●電源構成等の電気の特性

当社が電源及び排出係数を特定したオプションプランを提供する場合は、供給する電気の特性を別途オプションプラン約款に記載します。

●クーリング・オフ

お客さまが、訪問販売または電話勧誘販売でご契約された場合、「お申込み内容のお知らせ」および「電気使用申込書」を受領された日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により無条件で契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付など）もしくは電磁的記録により通知したときから発生します。

この場合、①お客さまは、損害賠償および違約金の支払を請求されることはありません。②すでに供給された役務に関する費用は当社が負担します。③お客さまは、すでに代金の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。④お客さまは、役務の提供を受けた場合でも当該契約に基づく対価その他の金銭の支払を請求されることはありません。⑤お客さまは、役務の提供に伴い、土地、または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面もしくは電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。

電力小売事業等におけるプライバシーポリシー

株式会社歯愛メディカル（以下「当社」といいます。）は、電力小売事業等における個人情報の取扱いについて、以下のとおりプライバシーポリシー（以下「本ポリシー」といいます。）を定めます。

1) 利用目的

当社は、下記に掲げ定める款記載の事業において、申込受付、契約の締結・履行、提供可否判断および提供、料金計算および料金請求、複数の供給施設を対象とした合算請求、各種手続きのご案内、情報の提供等のお客さまサポート、不正契約・不正利用・不払いの発生防止および発生時の調査、対応設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行う為に必要な範囲内で利用させていただきます。なお、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で変更させていただく場合がございます。

2) 利用する個人情報

当社は以下の個人情報を、「1. 利用目的」の為に取得し利用します。

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス、供給地点特定番号、お客さまが現在契約を締結している小売電気事業者から付与された契約番号、ご利用場所、金融機関の口座情報、クレジットカード番号、その他定款記載の事業に関する契約を締結する為の情報および各種サービスを提供する為に必要な情報

3) 第三者提供

当社は、個人情報保護法その他の法令の規定に従い、当社が取り扱う個人情報を書類の送付または電子的もしくは電磁的な方法等により第三者に提供する場合があります。また、他社との提携サービスの提供を目的として、提携サービスの登録・提供に必要な個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他お客さまの識別および提携サービス業務に必要な情報等）を、サービス提携会社に提供する場合があります。

4) 共同利用

(1) 共同利用する者の範囲

当社は以下の者との間でお客さまの個人情報を共同で利用することがあります※1。

- ・小売電気事業者※2
- ・一般送配電事業者※3
- ・電力広域的運営推進機関
- ・需要抑制契約者※4

(2) 共同利用の目的

- ①託送供給契約又は電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の締結、変更又は解約の為
- ②小売供給契約又は電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次 ※5のため
- ③供給（受電）地点に関する情報の確認の為
- ④電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行の為
- ⑤ネガワット取引に関する業務遂行のため

(3) 共同利用する情報項目

- ①基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号
- ②供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対

象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法

③ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン

(4) 共同利用の管理責任者

①基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者又は一般送配電事業者

②供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者

③ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者

※1 当社は、共同利用の目的の為に必要な範囲の事業者限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページ

（http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/）に掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。

※3 一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者（契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます）をいいます（事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページ（<https://www.occto.or.jp/privacy/negawatt-jigyousya.html>）をご参照ください。）

※5 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。

5) 個人情報の開示について

ご自身の個人情報の内容をお知りになりたい場合には、当社に対して個人情報の開示請求をすることができます。

(1) 開示請求ができる方

原則として、ご本人です。ただし、ご本人が委任した代理人（以下「任意代理人」といいます。）、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、ご本人に代わって個人情報の開示請求をすることができます。

(2) 開示請求の方法・窓口について

個人情報開示請求書に必要事項をご記入のうえ、次の書類の写しを添付して、「9. お問い合わせ窓口」記載の連絡先までお送りください。

①運転免許証 住所等が変更されている場合は、裏面の写しも添付してください。

②パスポート 写真および住所のページの写しを添付してください。

③健康保険証 住所が記載されていない場合や住所が変更されている場合は、現住所をご記入のうえ、その写しを添付してください。

(3) 手数料について

個人情報の開示請求をいただき、当社が開示する場合の手数は、以下のとおりです。

当社の回答書(A4用紙換算)1枚につき 60円(税込)

(ただし、手数料が600円(税込)未満の場合には手数料をいたしません。)

当社がご提示した手数料を現金書留または郵便為替の送付の方法によりお支払いください。

なお、郵送料はいただきません。当社がお客さまからのお申し出に基づき発行している「電気料金支払証明書」などの各種証明書類につきましては、上記によらず当社所定の手数料を申し受けます。

(4) 開示に関する当社の対応について

【開示するかどうかの決定】

個人情報の開示請求をいただいた場合には、当社は原則として2週間以内に個人情報を開示するかどうかを決定し、その旨をお知らせいたします。ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときは、その期間を延長する場合があります。なお、当社における開示の対象は、個人情報の保護に関する法律第16条第4項に定める「保有個人データ」に限定させていただきます。

【開示の実施】

当社が個人情報を開示する旨の決定した場合には、開示の実施に先立ち、開示実施手数料をお支払いいただく場合がございます。その場合は、所定の手数料をお支払いいただいた後、速やかに回答書をお渡しいたします。

当社にご来店のうえ回答書をお受け取りになる場合には、請求者ご自身の身分証明書の原本をご提示ください。また、回答書の郵送をご希望の場合には、代理人がご来店のうえ開示請求された場合を除き、ご本人のご住所に回答書を郵送させていただきます。

【開示できない場合】

当社は、次のいずれかに該当する場合には、個人情報の全部または一部を開示しないことがあります。その場合は理由をお知らせいたします。

- ・第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当社の業務運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・法令等に違反することとなる場合
- ・開示請求の対象である個人情報の種類および範囲が特定されていない場合
- ・当社がご本人に関する保有個人データを保有していない場合
- ・「個人情報開示請求書」に必要事項をご記入いただいていない場合
- ・本人確認書類または代理人資格を証明する書類に不備があるなど、ご本人であること、または代理人資格があることの確認ができない場合
- ・開示決定のご連絡後2週間以内に手数料が納付されない場合、または当社の回答書が2か月以上にわたって交付できない場合等
- ・その他法令等に基づき、当社が開示義務を負わない場合

6) 個人情報の訂正、追加、削除について

ご自身の個人情報の内容が事実でないとお考えの場合には、当社に対して個人情報の訂正、追加、削除（以下「訂正等」といいます。）を請求することができます。

この場合、当社は、業務運営上必要な範囲内において正確な内容への訂正等を実施いたします。

なお、訂正等を行った場合にはその内容を、訂正等を行わない場合にはその理由をお知らせいたします。

(1) 訂正等の請求ができる方

原則として、ご本人です。ただし、任意代理人、法定代理人は、ご本人に代わって個人情報の訂正等の請求をすることができます。

(2) 訂正等の請求の方法・窓口について

「9. お問い合わせ窓口」記載の連絡先までご連絡ください。

代理人が個人情報の訂正等を請求される場合には、次の両方の書類をお送りいただくことがあります。

- ・代理人ご自身の身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証）

※添付書類の詳細については、「5. (2) 開示請求の方法・窓口について」をご覧ください。

- ・代理人資格を証明する書類（任意代理人の場合は委任状および印鑑登録証明書、法定代理人の場合は戸籍謄本または抄本、成年後見の登記事項証明書）

7) 個人情報の利用停止、消去について

ご自身の個人情報を、当社が法令に違反して取得または利用しているとお考えの場合には、当社に対して個人情報の利用停止または消去（以下「利用停止等」といいます。）を請求することができます。この場合、当社は必要な調査を行い、違反の事実が確認されたときは、法令等に定める範囲内で個人情報の利用停止等を行います。

なお、利用停止等を行った場合にはその旨を、利用停止等を行わない場合にはその理由をお知らせいたします。

(1) 利用停止等の請求ができる方

原則として、ご本人です。ただし、任意代理人、法定代理人は、ご本人に代わって個人情報の利用停止等の請求をすることができます。

(2) 利用停止等の請求の方法・窓口について

「9. お問い合わせ窓口」記載の連絡先までご連絡ください。

代理人が個人情報の利用停止等を請求される場合には、次の両方の書類をお送りいただくことがあります。

- ・代理人ご自身の身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証）

※添付書類の詳細については、「5. (2) 開示請求の方法・窓口について」をご覧ください。

- ・代理人資格を証明する書類（任意代理人の場合は委任状および印鑑登録証明書、法定代理人の場合は戸籍謄本または抄本、成年後見の登記事項証明書）

8) 個人情報の利用目的の通知について

ご自身の個人情報の利用目的をお知りになりたい場合には、当社に対して個人情報の利用目的の通知請求をすることができます。この場合、当社は、法令等に基づきその利用目的を速やかにお知らせするよう努めます。

ただし、当社における利用目的の通知の対象は、個人情報の保護に関する法律第2条第5項に定める「保有個人情報」に限定させていただきます。

(1) 利用目的の通知請求ができる方

原則として、ご本人です。ただし、任意代理人、法定代理人は、ご本人に代わって利用目的の通知請求をすることができます。

(2) 利用目的の通知請求の方法・窓口について

「9. お問い合わせ窓口」記載の連絡先までご連絡ください。

代理人の方が利用目的の通知を請求される場合には、次の両方の書類をお送りいただくことがあります。

- ・代理人ご自身の身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証）

※添付書類の詳細については、「5. (2) 開示請求の方法・窓口について」をご覧ください。

- ・代理人資格を証明する書類（任意代理人の場合は委任状および印鑑登録証明書、法定代理人の場合は戸籍謄本または抄本、成年後見の登記事項証明書）

(3) 手数料について

利用目的の通知請求に関する手数料は無料です。

9) お問い合わせ窓口

当社の個人情報の取扱いにつきまして、ご意見・ご要望がございましたら、下記相談窓口までご連絡くださいますようお願いいたします。

（電話の場合）

- ・個人情報の開示、訂正・追加・削除・利用停止・消去に関するお問い合わせ
- ・その他、本ポリシーに関するお問い合わせ

076-205-5880 受付時間 10:00～18:00（平日のみ、土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

（郵送の場合）

〒924-0004 石川県白山市旭丘 2-6

株式会社歯愛メディカル 電力小売事業部「C i 電たる」（お客さま個人情報お問合せ窓口）

10) プライバシーポリシーの変更手続

本ポリシーの記載内容に関して、提供サービスの変更などにより、適宜変更を行うことがあります。
その場合、文末記載の最新更新日を合わせて更新いたします。

歯愛メディカル電気供給約款

I 総則

1. （適用）

株式会社歯愛メディカル（以下、「当社」といいます。）は、小売電気事業者が供給する電気の取次ぎを行っており、小売電気事業者が、電気を供給するときの料金その他の供給条件は、この歯愛メディカル電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によるものとし、ご契約者はこの供給約款の個別の条項に承諾するものとします。

2. （供給約款の変更）

1. 当社は、この供給約款の内容を変更することがあります。その場合、当社はあらかじめインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により周知することとします。かかる周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、契約期間満了前であっても、変更後のこの供給約款によります。また、需給契約者から求めがあった場合、当社は、需給契約者に対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付するものとします。
2. この供給約款の変更にともない、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。
 - (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - (2) 契約成立後および契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社および小売電気事業者の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - (3) 上記にかかわらず、この供給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. （定義）

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 供給地点

小売電気事業者が、当該電力会社から、需給契約者に電気を供給するために行う接続供給にかかる電気の供給を受ける地点をいいます。

(3) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の需給契約者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できない

ものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であつて、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、需給契約者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(9) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(12) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号、その後の改正を含みます。以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(14) 最大需要電力

需給契約者の使用された 30 分毎の電力量の最大値であり、当該電力会社によって設置された電力計により計測された値をいいます。

(15) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(16) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(17) 当該電力会社

Ⅱ 契約の申込み（需要場所）により定められる需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいい、一般送配電事業者の供給区域は、それぞれ以下に定めるところによります。

当該電力会社	供給区域
北海道電力ネットワーク株式会社	北海道
東北電力ネットワーク株式会社	青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県，新潟県
東京電力パワーグリッド株式会社	栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）

中部電力パワーグリッド株式会社	愛知県, 岐阜県（一部除く）, 三重県（一部除く）, 静岡県（富士川以西）, 長野県
北陸電力送配電株式会社	富山県, 石川県, 福井県（一部除く） 岐阜県の一部
関西電力送配電株式会社	滋賀県, 京都府, 大阪府, 奈良県, 和歌山県, 兵庫県（一部除く）, 福井県の一部, 岐阜県の一部, 三重県の一部
中国電力ネットワーク株式会社	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県, 兵庫県の一部, 香川県の一部, 愛媛県の一部
四国電力送配電株式会社	徳島県, 高知県, 香川県（一部除く）, 愛媛県（一部除く）
九州電力送配電株式会社	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 大分県, 熊本県, 宮崎県, 鹿児島県
沖縄電力株式会社	沖縄県

(18) 検針日

当該電力会社が、次に定めるところにより、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日をいいます。

イ 検針は、当該電力会社があらかじめお知らせした日（当該電力会社が供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められます。）に、各月ごとに行い、需給契約者が不在等のため当該電力会社が検針できなかった場合は、別の日に検針を行います。

ロ 当該電力会社は、やむをえない事情がある場合には、イにかかわらず、当該電力会社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。その場合であっても、当該電力会社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものといえます。

ハ 当該電力会社は、供給開始日から、その直後の供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合、イにかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、供給地点の属する検針区域において検針を行うとされている日に検針を行なったものといえます。

ニ 当該電力会社は、ハに掲げる場合を除く他、非常災害等特別の事情がある場合、イにかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。この場合、検針を行なわない月については、当該電力会社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといえます。

(19) 供給地点特定番号

対象供給地点を一意に特定するための識別番号をいいます。

(20) 小売電気事業者

当社との販売委託契約に基づき需給契約者に電気を供給する、小売電気事業者である株式会社エネット（小売電気事業者登録番号 A0009）をいいます。

(21) 需給契約

お客さまが小売電気事業者から電気の提供を受けるための、この約款に基づく当社との契約をいいます。

(22) 電灯契約

料金種別として Ci 電灯を選択し、電灯および小型機器を使用するための需給契約をいいます。

(23) 動力契約

料金種別として Ci 動力を選択し、動力を使用するための需給契約をいいます。

(24) 需給契約者

当社と需給契約を締結している者をいいます。

(25) 供給開始日

需給契約に基づいて、需給契約者が小売電気事業者からの電気の供給を受け始めた日をいいます。

(26) 接続供給契約

小売電気事業者が、需給契約者に電気の供給を行うために必要な、小売電気事業者と当該電力会社との接続供給契

約をいいます。

(27) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する当該電力会社の約款で、電気事業法第 18 条第 1 項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

4. (単位および端数処理)

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、契約電力を算定した値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5. (実施細目)

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、当該電力会社が、お客さまとの協議が託送供給等約款の実施上必要であると判断した場合、お客さまは、当該電力会社と協議をしていただきます。

II 契約の申込み

6. (需給契約の申込み)

1. 需給契約の申込みは、当社が申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法その他当社が別に定める方法により行う必要があります。この場合、当社は、その申込みを受け付けます。なお、お客さまが電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。ただし、当社は以下の場合、需給契約の申込みの受付をお断りすることがあります。
 - (1) 小売電気事業者から需給契約の申込みの受付を中止するよう申し入れがされた場合
 - (2) 小売電気事業者と当社との間の取次委託契約が解除その他の事由により終了した場合。
2. 当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) お客さまがこの供給約款の内容に承諾していただけない場合。
 - (2) 需要場所が、電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島にある場合。
 - (3) その他経済的観点から合理性が認められない等、小売事業者または当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。
この場合、当社は、お客さまに対してその理由をお知らせしたうえで、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

7. (需給契約の成立および契約期間)

1. 需給契約は、当社が、お客さまからの II 契約の申込み 6. (需給契約の申込み) 第 1 項の申込みを承諾したときに、この供給約款の定めに従い、お客さまと当社の間で成立します。ただし、当該需給契約に基づく小売電気事業者からお客さまへの電気の供給を行うための託送供給契約の締結につき、関連する一般送配電事業者からの承諾が得られないことが明らかとなった場合には、需給契約は当初にさかのぼってその効力を失うものとします。

2. 契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降最初に訪れる3月の検針日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社が需給契約者に通知する事項は、本号に基づき更新された契約期間のみとなります。

8. (需要場所)

1. 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、2および3によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

2. 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、次項によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

3. 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(1) 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

イ 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

ロ 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

ハ 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(2) 居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(3) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(2)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(1)に準ずるものといたします。

(4) その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所といたします。

9. (需給契約の単位)

当社は、1供給地点特定番号について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

10. (供給の開始)

1. 当社は、需給契約を締結しようとするときは、小売電気事業者および当該電力会社との協議の結果を踏まえ供給開始日を定め、供給開始日から、需給契約に基づく小売電気事業者による電気の供給を開始いたします。
2. 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかとなった場合には、あらためて小売電気事業者および当該電力会社と協議の

うえ供給開始日を定めることといたします。

Ⅲ 料金の算定および支払

1 1. (料金の適用開始の時期)

料金は、供給開始日から適用いたします。

1 2. (料金の算定)

1. 料金は、基本料金（別表 2（契約種別ごとの条件）に最低料金の定めがある場合には最低料金をいい、以下同様とします。）、電力量料金および附則 2.（電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金））(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
2. 基本料金は、別表 2（契約種別ごとの条件）に定める算定方法に従って算定されるものとします。
3. 電力量料金は、別表 2（契約種別ごとの条件）に定める算定方法に従って算定されるものから、附則 1（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

1 3. (料金の算定期間)

1. 料金の算定期間は、「1 月」を単位として算定し、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
2. 当該電力会社が記録型計量器により計量する場合で、あらかじめ需給契約者に電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合は、前項にかかわらず、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。ただし、電気の供給を開始した月の料金の算定期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、需給契約が終了した月の料金の算定期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間とします。

1 4. (使用電力量の計量)

1. 需給契約者が使用する電力量および最大需要電力は、当該電力会社によって設置された計量器により計量された値とし、電力量は原則 30 分毎に計測いたします。ただし、30 分ごとに計量することができない計量器で計量するときの需給契約者が使用する電力量については、当該電力会社の託送供給等約款に規定するところによります。
2. 当該電力会社の計量器の故障等により計量値が正しく得られなかった場合、当該電力会社と小売電気事業者による協議により決定した値とします。この場合、小売電気事業者から報告を受けた当社は、速やかに当該電力会社と小売電気事業者の協議により決定された値について、需給契約者に通知するものとします。

1 5. (料金の支払義務および支払期日)

1. 需給契約者の料金の支払義務は、以下の日に発生いたします。
 - (1) 契約期間中は、検針日といたします。ただし、当該電力会社があらかじめ需給契約者に計量日をお知らせした場合は、計量日といたします。
 - (2) 需給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
2. 需給契約者の料金は、別途当社が定める支払期日までに 16.（料金その他の支払方法）第 1 項により、支払っていただきます。
3. 需給契約者が 32.（工事費等の負担）に規定する場合その他需給契約者がこの供給約款に基づき支払うこととな

る金銭の支払い債務（料金に係る債務を除き、以下「工事費等支払債務」といいます。）については、別途当社が定める支払期日までに 16.（料金その他の支払方法）第 3 項により、支払っていただきます。

16. （料金その他の支払方法）

1. 料金については毎月、以下に定める内容に従って当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
 - (1) お客さま（需給契約締結後は、需給契約者とします。以下本条において同様とします。）が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - (2) お客さまが、当社が提携する料金収納会社指定のコンビニエンスストアから毎月継続して料金を払い込む方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - (3) お客さまが、当社が指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社による立替払いにより、当社が指定した金融機関等を通じて毎月継続して料金を払い込む方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
2. お客さまが料金を前項(1)、または(2)により支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
 - (1) 前項(1)により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - (2) 前項(2)により支払われる場合は、料金がそのコンビニエンスストアから払い込まれたとき。
 - (3) 前項(3)により支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
3. 工事費等支払債務については、当社が指定した銀行口座への振り込みにより支払っていただきます。
4. 当社は、第 1 項および前項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

なお、当社は、債権回収会社に対して料金その他お客さまがこの約款に基づく金銭の支払いに係る債権を譲渡し、または回収を委託することがあります。

17. （延滞利息）

1. 需給契約者が料金および工事費等支払債務を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。
2. 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。
$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times 10 / 110$$

18. （保証金）

1. 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - (1) 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - (2) 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
- イ 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

- ロ 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。
 - 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
 - 当社は、保証金について利息を付しません。
 - 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、第3項により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

Ⅳ 使用および供給

19. (適正契約の保持)

小売電気事業者が、当該電力会社から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適當であるとして、その契約を適正なものに変更することを求められたときは、需給契約者は、その求められた内容に従い、すみやかに需給契約を適正なものに変更していただきます。

20. (力率の保持)

需給契約者は、需要場所の負荷の力率については、電灯契約の適用を受ける場合にあっては、90%以上、それ以外の場合にあっては、85%以上に保持するものとします。

21. (立ち入り業務への協力)

当社が需給契約の遂行上、需給契約者の需要場所への立ち入りが必要と認める場合、および当該電力会社が以下に掲げる業務を実施するため必要と認める場合、需給契約者の承諾を得て需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、需給契約者は当社および当該電力会社の需要場所への立ち入りを承諾していただきますが、当該電力会社が立ち入る場合においては、当該電力会社に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。

- 供給地点に至るまでの当該電力会社の供給設備または計量器等需要場所内の当該電力会社の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- Ⅳ 使用および供給（保安等に対する需給契約者の協力）によって必要となる需給契約者の電気工作物の検査等の業務
- 不正な電気の使用の防止等に必要、需給契約者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または需給契約者の電気の使用用途の確認に関する業務
- 計量器の検針または計量値の確認に関する業務
- Ⅳ 使用および供給（供給の停止）、Ⅴ 契約の変更および終了（お申し出による契約の終了）、または同（当社からの解除等）により必要な処置に関する業務
- その他接続供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要となる業務または当該電力会社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

22. (電気の使用に伴う需給契約者の協力)

需給契約者の電気の使用が、以下の原因等で他のお客さま（当社のお客さまに限られません。）の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該電力会社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、必要な調整装置または保護装置を需給契約者が需要場所に施設するものとし、とくに必要がある場合には、当該電力会社が需給契約者の負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

- (2) 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
- (5) その他、(1)から(4)に準ずる場合

23. (施設場所の提供)

1. 需給契約者は、電気の供給の実施に伴い当該電力会社が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。
2. 需給契約者または当社が、当該電力会社から、以下の場合において、電気の供給に伴う設備の施設場所の提供を求められた場合には、その場所を無償で提供していただきます。
 - (1) 需給契約者（共同引込線による引込みで電気を受電または供給する複数の需給契約者を含みます。）のみのために需給契約者の土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
 - (2) 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の二次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合
 - (3) 給電指令上必要な通信設備等を設置する場合
 - (4) 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

24. (需給契約者の電気工作物の使用)

需給契約者または当社が、当該電力会社から記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために需給契約者の電気工作物の使用を求められた場合には、当該電力会社が、その電気工作物を無償で使用するものとします。

25. (保安等に対する需給契約者の協力)

1. 需給契約者は以下の場合に、当社と当該電力会社にすみやかにその旨を通知していただきます。
 - (1) 需給契約者が、引込線、計量器等需給契約者の需要場所内の当該電力会社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - (2) 需給契約者が、需給契約者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該電力会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
2. 需給契約者が当該電力会社の供給設備に直接影響をおよぼすような物件の設置、変更または修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を当該電力会社および当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をした後、その物件が当該電力会社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該電力会社および当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときは、当該電力会社の求めに応じてその内容を変更していただきます。
3. 必要に応じて供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、需給契約者と当該電力会社とで協議していただきます。

26. (調査および調査に対する需給契約者の協力等)

1. 需給契約者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、当該電力会社、又は当該電力会社から委託を受けた第1項および前項の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）が、法令で定めるところにより、調査いたします。この場合、当該電力会社又は登録調査機関は、必要があるときは、需給契約者からその承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、需給契約者は、当該電力会社又は登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めること

ができます。

2. 需給契約者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社及び当該電力会社または登録調査機関に通知していただきます。

27. (情報の提供)

当社は、小売電気事業者による供給計画作成のために、需給契約者に対して必要な情報の提供をお願いすることがあります。この場合、需給契約者は、当社の求めに応じて、必要な情報を提供していただきます。

28. (供給の停止)

1. 需給契約者が以下のいずれかに該当する場合には、当該電力会社により、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - (1) 需給契約者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - (2) 需要場所内にある当該電力会社の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して当該電力会社に重大な損害を与えた場合
 - (3) 需要場所における当該電力会社の供給設備と需給契約者の電気設備との接続を行った場合
2. 需給契約者が以下のいずれかに該当し、当該電力会社から小売電気事業者がその旨の警告を受けた場合で、小売電気事業者から連絡を受けた当社が需給契約者に対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合は、当該電力会社により、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - (1) 需給契約者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に当該電力会社の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (3) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - (4) 需給契約が動力契約を内容とする場合で、変圧器、発電設備等を介して電灯または小型機器を使用された場合
 - (5) 需給契約者が電気設備を当該電力会社の供給設備に電氣的に接続するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたが、かつ、当該電力会社が定める系統連系技術要件を遵守して、当該電力会社の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系しないこと、および、23.（施設場所の提供）に反して、当該電力会社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、需給契約者がこの約款において、当該電力会社の求めに応じることとされている事項について拒んだ場合
 - (6) 26.（調査および調査に対する需給契約者の協力等）によって必要となる措置を講じることができない場合
3. 以下のいずれかに該当するものとして、小売電気事業者が当該電力会社から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、当社が、需給契約者に対し、19.（適正契約の保持）に基づく当該電力会社の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、需給契約者が、これに応じただけでないときは、当該電力会社により、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - (1) 契約電力をこえて接続供給を利用する場合
 - (2) 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、電灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限ります。）
4. 供給の停止が行われる場合には、需給契約者の電気設備において、当該電力会社による、供給の停止のための適当な処置が行われます。この場合には、当該電力会社の求めに応じて、需要契約者に必要な協力をしていただきます。

29. (供給停止の解除)

1. 28.（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、需給契約者がその理由となった事実を解消したときには、当該電力会社により、すみやかに電気の供給が再開されます。
2. 28.（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合でも、当社は、当該停止期間に係る基本料金について

は全額申し受けることとします。

30. (供給の中止または使用の制限もしくは中止)

1. 以下の場合には、供給時間中に、当該電力会社により、電気の供給を中止し、または当該電力会社もしくは当社の要請に基づき需給契約者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - (1) 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - (2) 小売電気事業者または当該電力会社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - (3) 小売電気事業者または当該電力会社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - (4) 非常変災の場合
 - (5) その他保安上必要がある場合
2. 前項の場合には、当社または当該電力会社は、あらかじめその旨を広告その他によって需給契約者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

31. (制限または中止時の料金)

30. (供給の中止または使用の制限もしくは中止) 第1項によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合でも、当社は、当該期間に係る基本料金については全額申し受けることとします。

32. (工事費等の負担)

1. 需給契約に基づく供給開始に当たって、小売電気事業者が当該電力会社から需給契約者に供給するために必要な設備を小売電気事業者の負担で施設すること、またはその設備の施設にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者の負担で需給契約者にその施設を実施していただきます。
2. 需給契約者の都合による契約電力の変更により、小売電気事業者が当該電力会社から、需給契約者に供給するために必要な設備を小売電気事業者が施設すること、または小売電気事業者が当該電力会社から、当該工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者の負担で需給契約者にその施設を実施していただきます。
3. 需給契約者が当該電力会社の設備にかかわる工事等を当該電力会社に対して希望する場合、その旨を当社に申し出ていただきます。当社は、小売電気事業者に対し当該需給契約者からの希望を伝えるものとし、それを受けた小売電気事業者は、当該需給契約者が希望する当該電力会社の設備にかかわる工事等を当該電力会社に依頼し、小売電気事業者が当該電力会社からその工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者にその工事費等を負担していただきます。
4. 需給契約者都合により一旦契約電力を変更した上で、更に需給契約者の都合により途中で当該契約変更を解約し、または更に変更した当該契約電力を途中で再度変更（元の条件に戻す場合を含みます。）した結果、小売電気事業者が当該電力会社から、変更に伴い新たに施設した供給設備を施設すること、または変更にともない新たに施設した供給設備にかかわる工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者の負担で需給契約者にその施設を実施していただきます。
5. その他需給契約者の都合に基づく事情により小売電気事業者が当該電力会社から需給契約者に供給するために必要な設備を小売電気事業者が施設すること、または小売電気事業者が当該電力会社から工事費等の費用負担を求められた場合には、需給契約者の負担で需給契約者にその施設を実施していただきます。
6. 第1項、第2項、第4項および第5項に基づき需給契約者に施設いただいた設備について、当該電力会社は無償で使用するものとします。

33. (検査または工事の委託)

1. 需給契約者は、保安上必要な電気工作物の検査を希望される場合、当該電力会社に申し込むことができます。

この場合、当該電力会社の求めに応じて、検査料として実費を支払っていただきます。

2. 需給契約者は、保安上必要な電気工作物の工事を希望される場合、当該電力会社に申し込むことができます。当該電力会社が当該工事を受託したときは、当該電力会社の求めに応じて、当該工事にかかわる費用を支払っていただきます。

3 4. (損害賠償の免責)

1. 30. (供給の中止または使用の制限もしくは中止) 第1項によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社および小売電気事業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、需給契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
2. 28. (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または 42. (当社からの解除等) によって需給契約を解除した場合には、当社は、需給契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
3. 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社および小売電気事業者の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、需給契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

3 5. (不可抗力)

1. 需給契約者および当社は以下に定める不可抗力によって需給契約の履行が不可能となった場合、お互いに損害賠償責任を負わないこととします。
 - (1) 地震等の天災地変が起きた場合
 - (2) 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合
2. 前項で定める不可抗力を原因として契約履行ができない場合、40. (お申し出による需給契約の終了) または 42. (当社からの解除等) にかかわらず、需給契約者または当社は需給契約の一部または全部を、相手方に通知することにより解約することができます。また、解約に伴う損害は需給契約者、当社共に賠償責任を負わないこととします。

3 6. (違約金)

1. 需給契約者が次のいずれかに該当し、そのために小売電気事業者が、料金の全部または一部の支払いを免れたとして、当該電力会社から、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として求められた場合、需給契約者は、当社の求めに応じて、速やかにその違約金相当額を、当社に支払っていただきます。
 - (1) 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用された場合
 - (2) 電気工作物の改変等によって不正に当該電力会社の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (3) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - (4) 需給契約が動力契約を内容とする場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合
2. 前項の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
3. 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で一般送配電事業者により決定された期間といたします。

3 7. (設備の賠償)

需要場所内の当該電力会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したとして、当該電力会社から小売電気事業者に次の金額の賠償を求められ、それが需給契約者の故意または過失による場合、当社の求めに応じて、速やかにその求められた賠償額を支払っていただきます。

- (1) 修理可能な場合
修理費

- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

V 契約の変更および終了

38. (需給契約の変更)

1. 需給契約者が電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ 契約の申込みに定める、新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。
2. 需給契約締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約容量および契約電力を減少できません。また、需給契約者が契約容量または契約電力を超過して電気を使用された場合、当社は翌月からの契約容量または契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。
3. 需給契約者が契約電流、契約容量または契約電力の増加もしくは減少を希望する場合には、あらかじめ当社にその旨を通知し、当社の了承を得ていただきます。
4. 契約電流、契約容量または契約電力の変更は、原則として月単位で実施いたします。

39. (名義の変更)

合併、相続その他の原因によって、新たな需給契約者が、それまで電気の供給を受けていた需給契約者の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、当社が適当と判断した方法により申し出ていただきます。

40. (お申し出による需給契約の終了)

1. 需給契約者が電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、当社に通知していただきます。当社はかかる通知を受けた場合、速やかに当該電力会社に連絡するものとします。この場合、当社から連絡を受けた小売電気事業者および小売電気事業者から連絡を受けた当該電力会社は、原則として、需給契約者から通知された終了期日に電気の供給を終了させるための適当な処置を行ないます。この場合、必要に応じて需給契約者に協力していただきます。また、需給契約者が小売電気事業者以外の事業者から電気の供給を受けることを理由として需給契約を終了しようとする場合は、当社は小売電気事業者および電力広域的運営推進機関を通じてその終了期日の通知を受けるものとします。この場合、小売電気事業者および当該電力会社は、原則として、電力広域的運営推進機関を通じて通知された終了期日に、電気の供給を終了させるための適当な処置を行ないます。これらの場合、需給契約者は、電気の供給を終了させるための処置につき、必要に応じて当社、小売電気事業者または当該電力会社に協力していただきます。
2. 前項にもとづく需給契約の終了は、次の各号に規定する場合を除き、前項に従い当社が需給契約者からまたは電力広域的運営推進機関を通じて通知を受けた終了期日に、その効力が生じるものいたします。
 - (1) 前項に基づく需給契約の終了が引っ越しなどにより需給契約者がその需要場所での電気の供給を受けないことを理由とする場合で、当社が需給契約者の終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が終了したものといたします。
 - (2) 当社が需給契約者の終了通知を終了期日前に受けた場合であっても、当社および需給契約者の責めとならない理由により、終了期日までに、当該電力会社に対して通知することができない場合は、当該電力会社に対して通知した日に需給契約が終了するものいたします。
 - (3) 当社および小売電気事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により電気の供給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものいたします。

4 1. (需給開始後の需給契約の終了または変更にもなう料金等の精算)

需給契約者が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を終了しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合、需給契約者は、以下の各号に規定する方法により算出された額を需給契約の終了または変更の日に、支払っていただく場合があります。ただし、当該電力会社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 需給契約の終了の場合

需給開始日または契約容量もしくは契約電力増加日から需給契約終了の日までの期間を対象に、終了した需給契約の契約容量もしくは契約電力にそれぞれ別表2(契約種別ごとの条件)(1)の場合にあつては、当該料金を1.1倍したものを適用して算出した額、別表2(契約種別ごとの条件)(2)の場合にあつては、当該料金を1.2倍したものを適用して算出した額と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の減少分につき需給契約者が当社に支払った金額および支払うべき金額の総額との差額

(2) 需給契約の変更の場合

需給開始日または契約容量もしくは契約電力増加日から需給契約変更の日までの期間を対象に、当該減少される契約容量もしくは契約電力にそれぞれ別表2(契約種別ごとの条件)(1)の場合にあつては、当該料金を1.1倍したものを適用して算出した額、別表2(契約種別ごとの条件)(2)の場合にあつては、当該料金を1.2倍したものを適用して算出した額と、当該期間において使用が1年未満となる契約電力の減少分につき需給契約者が当社に支払った金額および支払うべき金額の総額との差額

4 2. (当社からの解除等)

1. 28.(供給の停止)によって電気の供給を停止された需給契約者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

2. 需給契約者が、40.(お申し出による需給契約の終了)第1項による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社は、事前の通告なく解除することができ、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

3. 需給契約者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、その需給契約者との間の需給契約を解除することができます。なお、この場合には、解除する15日前までに解除日を明示し、需給契約者に対して①解除後無契約となった場合には電気の供給が止まること、②需給契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給(一般送配電事業者による最終保障供給(経過措置期間中はみなし小売電気事業者による特定小売供給)をいいます。)を受ける方法があることを説明いたします。

(1) 需給契約者が支払期日を経過してなお料金を支払わない場合

(2) 需給契約者が他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の支払期日を経過してなお、料金を支払わない場合

(3) その他この供給約款によって負う義務を履行しない場合

4 3. (当社と小売電気事業者との契約終了に伴う契約変更)

当社と小売電気事業者の取次委託契約が解除その他の理由により終了した場合、何らの行為を要することなく、ただちに、需給契約に関する需給契約者の契約の相手方が当社から小売電気事業者に変更となります。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまに書面(電子メール、ウェブサイトのページ、CD-ROM等の記録媒体による方法を含みます。以下この(当社と小売電気事業者との契約終了に伴う契約変更)において同様とします。)により通知するものとし、この変更が生じた後、遅滞なく小売電気事業者はその旨をお客さまに書面により通知するものとします。なお、原則として変更後の供給条件は変更前の供給条件と同等といたします。

VI その他

44. (プライバシーポリシー)

当社は、別途個人情報の取り扱いに関する方針を定め、その定めるところにより、個人情報を取り扱います。

45. (信用情報の共有)

お客さまが42.（当社からの解除等）第3項(1)または(2)に該当する場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ通知することがあります。

46. (管轄裁判所)

需給契約にかかわる訴訟については、金沢地方裁判所を第一審専属管轄裁判所といたします。

47. (反社会的勢力排除に関する条項)

1. お客さま（需給契約締結後は、需給契約者とします。以下、この（暴力団排除に関する条項）において同様とします。）および当社は、需給契約締結時および将来にわたり、需給契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。
2. お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配し、または実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (2) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
3. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (1) 暴力的な要求行為。
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
 - (5) その他、上記に準ずる行為。
4. お客さま及び当社は、相手方が第2項及び第3項のいずれか一つにでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。
5. お客さま及び当社は、第4項にもとづく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

附則

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ = 別表 1 に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。基準燃料価格 X および、上限平均燃料価格 Y は本約款別表 1（燃料費調整単価算出係数等）に定めるものとします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格 X 円を下回る場合

燃料費調整単価 = $(X - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ上限平均燃料価格 Y 以下の場合

燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - X) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が X 円を上回り、かつ上限平均燃料価格 Y を上回る場合

燃料費調整単価 = $(Y - X) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金の定めがある場合については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価とします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表 1（燃料費調整単価算出係数等）に定めるものとします。

2. 電気料金についての特別措置（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金の定めがある場合における最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。

ロ 再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記イにかかわらず、上記イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

3. 料金の算定（九州電力株式会社管内）

本則第 12 条（料金の算定）第 3 項にかかわらず、九州電力送配電株式会社管内については、電力量料金は、別表 2（契約種別ごとの条件）に定める算定方法に従って算定されるものから、附則 1（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

また、附則 4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)二によって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとします。

なお、当社は、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額を合計したものを燃料費等調整額として計算します。

4. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次

の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α，β，γ＝別表（九州電力送配電株式会社管内）6（離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等）に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。基準燃料価格Xは別表6（離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等）に定めるものとします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝
(離島平均燃料価格－X) × (2)の離島基準単価／1,000

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に対し、次のとおり適用いたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの 期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの 期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの 期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの 期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの 期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの 期間
毎年7月1日から	その年の11月の検針日から

9 月 30 日までの期間	12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日まで の期間	翌年 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日まで の期間	翌年 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表 6（離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等）に定めるものとします。

別表 1. 燃料費調整単価算出係数等

(北海道電力ネットワーク株式会社管内)

項 目		値
係 数	α	0.4699
	β	—
	γ	0.7879
基準燃料価格	X	37,200 円
上限平均燃料価格	Y	55,800 円
基準単価 (1 キロワット時につき)		19 銭 7 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(東北電力ネットワーク株式会社管内)

項 目		値
係 数	α	0.1152
	β	0.2714
	γ	0.7386
基準燃料価格	X	31,400 円
上限平均燃料価格	Y	47,100 円
基準単価 (1 キロワット時につき)		22 銭 1 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(東京電力パワーグリッド株式会社管内)

項 目		値
係 数	α	0.1970
	β	0.4435
	γ	0.2512
基準燃料価格	X	44,200 円
上限平均燃料価格	Y	66,300 円
基準単価 (1 キロワット時につき)		23 銭 2 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(中部電力パワーグリッド株式会社管内)

項 目		値
係 数	α	0.0275
	β	0.4792
	γ	0.4275
基準燃料価格	X	45,900 円
上限平均燃料価格	Y	68,900 円
基準単価 (1 キロワット時につき)		23 銭 3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(北陸電力送配電株式会社管内)

項 目		値
係 数	α	0.02303
	β	—

	γ	1.1441
基準燃料価格	X	21,900 円
上限平均燃料価格	Y	32,900 円
基準単価（1キロワット時につき）		16 銭 1 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(関西電力送配電株式会社管内)

項 目		値
係 数	α	0.0140
	β	0.3483
	γ	0.7227
基準燃料価格	X	27,100 円
上限平均燃料価格	Y	40,700 円
2. 契約種別ごとの条件(1)Ci 電灯 イの場合		
最 低 料 金	1 契約につき 最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
上記以外の場合		
1 キロワット時につき		16 銭 5 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(中国電力ネットワーク株式会社管内)

項 目		値
係 数	α	0.1543
	β	0.1322
	γ	0.9761
基準燃料価格	X	26,000 円
上限平均燃料価格	Y	39,000 円
2. 契約種別ごとの条件(1)Ci 電灯 イの場合		
最 低 料 金	1 契約につき 最初の 15 キロワット時まで	3 円 68 銭
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	24 銭 5 厘
上記以外の場合		
1 キロワット時につき		24 銭 5 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(四国電力送配電株式会社管内)

項 目		値
係 数	α	0.2104
	β	0.0541
	γ	1.0588
基準燃料価格	X	26,000 円

上限平均燃料価格	Y	39,000 円
2. 契約種別ごとの条件(1)Ci 電灯 イの場合		
最 低 料 金	1 契約につき 最初の 11 キロワット時まで	2 円 15 銭 4 厘
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	19 銭 6 厘
上記以外の場合		
1 キロワット時につき		19 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(九州電力送配電株式会社管内)

項 目		値
係 数	α	0. 0053
	β	0. 1861
	γ	1. 0757
基準燃料価格	X	27,400 円
上限平均燃料価格	Y	41,100 円
基準単価（1 キロワット時につき）		13 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

(沖縄電力株式会社管内)

項 目		値
係 数	α	0. 2410
	β	—
	γ	1. 1282
基準燃料価格	X	25,100 円
上限平均燃料価格	Y	37,700 円
2. 契約種別ごとの条件(1)Ci 電灯イの場合		
最 低 料 金	1 契約につき 最初の 10 キロワット時まで	3 円 15 銭 7 厘
電 力 量 料 金	上記をこえる 1 キロワット時につき	31 銭 6 厘
上記以外の場合		
1 キロワット時につき		31 銭 6 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表 2-1. 契約種別ごとの契約条件

（北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内、中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、九州電力送配電株式会社管内）

(1) Ci 電灯

イ 従量電灯 B

(イ)適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社、小売電気事業者および当該電力会社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ、b の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社、小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

- a 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- b 周波数は、以下のとおりといたします。
- ・標準周波数50ヘルツ（北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内）
 - ・標準周波数60ヘルツ（中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、九州電力送配電株式会社管内）

(ハ) 契約電流

- a 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- b 契約電流に応じて、当該電力会社の電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(ニ) 料金の算定方法

- a 基本料金
基本料金は、別添の「電気料金一覧表」に定めた値となります。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。
- b 電力量料金
電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定するものとし、別添の「電気料金一覧表」に定めた電力量料金単価を適用し算定します。電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

ロ 従量電灯C

(イ) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社、小売電気事業者および当該電力会社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつbの最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社、小売電気

事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

- a 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社または売電気事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は、以下のとおりといたします。
- ・標準周波数 50 ヘルツ（北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内）
 - ・標準周波数 60 ヘルツ（中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、九州電力送配電株式会社管内）

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約容量

- a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに 3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、4. 契約負荷設備の総容量の算定によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ホ) 料金の算定方法

- a 基本料金
基本料金は、契約容量 1 キロボルトアンペアにつき、別添の「電気料金一覧表」に定めた基本料金単価を適用し算定します。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。
- b 電力量料金
電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定するものとし、別添の「電気料金一覧表」に定めた電力量料金単価を適用し算定します。電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(2) Ci 動力

イ. 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または小売電気事業者の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社、小売電気事業者または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

(イ)供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(ロ)周波数は以下のとおりといたします。

- ・標準周波数 50 ヘルツ（北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内）
- ・標準周波数 60 ヘルツ（中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、九州電力送配電株式会社管内）

ハ. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二. 契約電力

(イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の a の係数を乗じてえた値の合計に b の係数を乗じてえた値といたします。

ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は 5. 契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し、b の係数を乗じないものといたします。

a 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

b a によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ. 料金の算定方法

(イ) 基本料金

基本料金は、契約電力 1 キロワットにつき、別添の「電気料金一覧表」に定めた基本料金単価を適用し算定

します。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額とします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量 1 キロワット時につき、別添の「電気料金一覧表」に定めたその他季の電力量料金単価を適用し算定します。

へ. その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

別表 2-2. 契約種別ごとの契約条件

(関西電力送配電株式会社管内、中国電力ネットワーク株式会社管内、四国電力送配電株式会社管内)

(1) Ci 電灯

イ 従量電灯 A

(イ)適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- a 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること
- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社および当該電力会社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ)供給電気方式、供給電圧および周波数

- a 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、または交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- b 周波数は、以下のとおりといたします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ)最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

(ニ)料金の算定方法

- a 最低料金
最低料金は、1 契約につき別添の「電気料金一覧表」に定めた最低料金単価を適用し算定します。

- b 電力量料金
電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定するものとし、別添の「電気料金一覧表」に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

ロ 従量電灯 B

(イ)適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- a 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるこ

と。

- b 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社および当該電力会社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、a に該当し、かつ b の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

- a 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- b 周波数は、以下のとおりといたします。

標準周波数 60 ヘルツ

(ハ) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ) 契約容量

- a 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数 が異なる場合等特別の事情がある場合は、4. 契約負荷設備の総容量の算定によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- b お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、a にかかわらず、契約主開閉器の定格電流 にもとづき、5. 契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ホ) 料金の算定方法

- a 基本料金

基本料金は、別添の「電気料金一覧表」に定めた値を適用し算定します。まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

- b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定するものとし、別添の「電気料金一覧表」に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

(2) Ci 動力

イ. 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

(イ) 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(ロ) 周波数は、以下のとおりといたします。

標準周波数 60 ヘルツ

ハ. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二. 契約電力

(イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の a の係数を乗じてえた値の合計に b の係数を乗じてえた値といたします。

ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は 5. 契約容量および契約電力の算定方法に準じて算定し、b の係数を乗じないものといたします。

a 契約負荷設備のうち

最大の入力の ものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

b a によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、5. 契約容量および契約電力の算定方法により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ. 料金の算定方法

a 基本料金

基本料金は、別添の「電気料金一覧表」に定めた値を適用し算定します。契約電力が 0.5 キロワットの場合

合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を
使用しない場合の基本料金は半額といたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定するものとし、別添の「電気料金一覧表」に定めた電
力量料金単価を適用し算定します。

へ. その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

別表2-3. 契約種別ごとの契約条件

(沖縄電力株式会社管内)

2. 契約種別ごとの条件

(1) Ci 電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(イ) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ご
とに3. 負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。ただし、差込口の数と電気機器の
数が異なる場合等特別な事情がある場合は、4. 契約負荷設備の総容量の算定によって総容量を定めま
す。）が50キロワット未満であること

(ロ) 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、(イ)によって算定される値と契約電力との合計が50
キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の
使用状態、当社および当該電力会社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供
給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ(ロ)の値が50キロワット以上であるものについても適用す
ることがあります。この場合、当社または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給
設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標
準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給
電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、または交流3相3線式標準電圧200
ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 料金の算定方法

a 最低料金

最低料金は、1契約につき別添の「料金一覧表」に定めた最低料金単価を適用し算定します。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定するものとし、別添の「料金一覧表」に定めた電力量
料金単価を適用し算定します。

(3) Ci 動力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合は、使用する電灯または小型機器について(1)イ(イ)を適用した場合の値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、 1 需要場所において電灯契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社および当該電力会社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)における使用する電灯または小型機器について(1)イ(イ)を適用した場合の値と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該電力会社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約電力

(イ)契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、 3．負荷設備の入力換算容量によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の a の係数を乗じてえた値の合計に b の係数を乗じてえた値といたします。

ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は 5．契約電力等の算定方法に準じて算定し、b の係数を乗じないものといたします。

a 契約負荷設備のうち

最大の	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

b a によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ)お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(イ)にかかわらず、

契約主開閉器の定格電流にもとづき、５．契約電力等の算定方法により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金の算定方法

(イ) 基本料金

基本料金は、別添の「料金一覧表」に定めた値を適用し算定します。契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定するものとし、別添の「料金一覧表」に定めた電力量料金単価を適用し算定します。

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

別表３．負荷設備の入力換算容量

(北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内、中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、関西電力送配電株式会社管内、中国電力ネットワーク株式会社管内、四国電力送配電株式会社管内、九州電力送配電株式会社管内、沖縄電力株式会社管内)

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60

1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水銀灯

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ)出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ)出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット)× 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換 算 容 量 (入力〔キロワット〕)
出力(馬力) × 93.3 パーセント

出力(キロワット)×125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます)	最高定格 管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

入力（キロワット）＝最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

ロ イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適當と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別表 4-1. 契約負荷設備の総容量の算定

（北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内、中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、中国電力ネットワーク株式会社管内、沖縄電力株式会社管内）

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

（イ）住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

（ロ）（イ）以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

別表 4-2. 契約負荷設備の総容量の算定

（関西電力送配電株式会社管内）

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

（イ）住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) (1)により、契約負荷設備の総容量を算定することが不相当と認められる場合は、以下の表による負荷設備容量に単体 500 ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。この場合、多灯式けい光灯は、管数にかかわらず1灯とし、コンセント、分岐ソケットおよびテーブルタップは、差込口の数を取付灯数に算入いたします。ただし、寮、アパート等は、建物構造を参考に協議決定いたします。

(単位：キロボルトアンペア)

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
10	1.4	1.7	42	4.2	4.7	74	5.3	6.2	106	6.4	7.6
12	1.7	2.0	44	4.3	4.8	76	5.4	6.3	108	6.5	7.7
14	2.1	2.4	46	4.3	4.9	78	5.5	6.3	110	6.6	7.8
16	2.5	2.8	48	4.4	5.0	80	5.5	6.4	112	6.6	7.9
18	2.7	3.0	50	4.5	5.1	82	5.6	6.5	114	6.7	8.0
20	3.0	3.2	52	4.6	5.2	84	5.7	6.6	116	6.8	8.1
22	3.1	3.3	54	4.6	5.3	86	5.7	6.7	118	6.9	8.2
24	3.2	3.5	56	4.7	5.3	88	5.8	6.8	120	6.9	8.3
26	3.3	3.6	58	4.8	5.4	90	5.9	6.9	122	7.0	8.4
28	3.4	3.7	60	4.8	5.5	92	5.9	7.0	124	7.1	8.5
30	3.5	3.9	62	4.9	5.6	94	6.0	7.1	126	7.1	8.5
32	3.6	4.0	64	5.0	5.7	96	6.1	7.2	128	7.2	8.6
34	3.8	4.2	66	5.0	5.8	98	6.2	7.3	130	7.3	8.7
36	3.9	4.3	68	5.1	5.9	100	6.2	7.4	132	7.3	8.8
38	4.0	4.5	70	5.2	6.0	102	6.3	7.4	134	7.4	8.9
40	4.1	4.6	72	5.3	6.1	104	6.4	7.5	136	7.5	9.0

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
138	7.5	9.1	178	8.9	10.9	218	10.3	12.7	258	11.7	14.6
140	7.6	9.2	180	9.0	11.0	220	10.4	12.8	260	11.8	14.7
142	7.7	9.3	182	9.1	11.1	222	10.5	12.9	262	11.9	14.8
144	7.8	9.4	184	9.1	11.2	224	10.5	13.0	264	11.9	14.8
146	7.8	9.5	186	9.2	11.3	226	10.6	13.1	266	12.0	14.9
148	7.9	9.5	188	9.3	11.4	228	10.7	13.2	268	12.1	15.0
150	8.0	9.6	190	9.4	11.5	230	10.8	13.3	270	12.1	15.1
152	8.0	9.7	192	9.4	11.6	232	10.8	13.4	272	12.2	15.2

154	8.1	9.8	194	9.5	11.6	234	10.9	13.5	274	12.3	15.3
156	8.2	9.9	196	9.6	11.7	236	11.0	13.6	276	12.4	15.4
158	8.2	10.0	198	9.6	11.8	238	11.0	13.7	278	12.4	15.5
160	8.3	10.1	200	9.7	11.9	240	11.1	13.7	280	12.5	15.6
162	8.4	10.2	202	9.8	12.0	242	11.2	13.8	282	12.6	15.7
164	8.5	10.3	204	9.8	12.1	244	11.2	13.9	284	12.6	15.8
166	8.5	10.4	206	9.9	12.2	246	11.3	14.0	286	12.7	15.8
168	8.6	10.5	208	10.0	12.3	248	11.4	14.1	288	12.8	15.9
170	8.7	10.6	210	10.0	12.4	250	11.4	14.2	290	12.8	16.0
172	8.7	10.6	212	10.1	12.5	252	11.5	14.3	292	12.9	16.1
174	8.8	10.7	214	10.2	12.6	254	11.6	14.4	294	13.0	16.2
176	8.9	10.8	216	10.3	12.7	256	11.7	14.5	296	13.1	16.3

取 付 灯 数	負荷設備容量		取 付 灯 数	負荷設備容量		取 付 灯 数	負荷設備容量		取 付 灯 数	負荷設備容量	
	住宅 用	営工 業用		住宅 用	営工 業用		住宅 用	営工 業用		住宅 用	営工 業用
298	13.1	16.4	324	14.0	17.6	350	14.9	18.8	376	15.8	20.0
300	13.2	16.5	326	14.1	17.7	352	15.0	18.9	378	15.9	20.0
302	13.3	16.6	328	14.2	17.8	354	15.1	19.0	380	16.0	20.1
304	13.3	16.7	330	14.2	17.9	356	15.1	19.0	382	16.0	20.2
306	13.4	16.8	332	14.3	17.9	358	15.2	19.1	384	16.1	20.3
308	13.5	16.9	334	14.4	18.0	360	15.3	19.2	386	16.2	20.4
310	13.5	16.9	336	14.4	18.1	362	15.3	19.3	388	16.3	20.5
312	13.6	17.0	338	14.5	18.2	364	15.4	19.4	390	16.3	20.6
314	13.7	17.1	340	14.6	18.3	366	15.5	19.5	392	16.4	20.7
316	13.7	17.2	342	14.7	18.4	368	15.6	19.6	394	16.5	20.8
318	13.8	17.3	344	14.7	18.5	370	15.6	19.7	396	16.5	20.9
320	13.9	17.4	346	14.8	18.6	372	15.7	19.8	398	16.6	21.0
322	14.0	17.5	348	14.9	18.7	374	15.8	19.9	400	16.7	21.1

別表 4-3. 契約負荷設備の総容量の算定

(四国電力送配電株式会社管内)

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

別表 4-4. 契約負荷設備の総容量の算定

(九州電力送配電株式会社管内)

4. 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に、電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次の（2）によって算定した値を加えたものといたします。

(2) 差込口に接続される電気機器の容量が確定していない場合は、次によって算定された値を、契約負荷設備の総容量といたします。

イ 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

ロ イ 以外 の 場 合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

5. 契約容量および契約電力の算定方法

(北海道電力ネットワーク株式会社管内、東北電力ネットワーク株式会社管内、東京電力パワーグリッド株式会社管内、中部電力パワーグリッド株式会社管内、北陸電力送配電株式会社管内、関西電力送配電株式会社管内、中国電力ネットワーク株式会社管内、四国電力送配電株式会社管内、九州電力送配電株式会社管内、沖縄電力株式会社管内)

2. 契約種別ごとの条件(1)Ci 電灯ロ(二)b、または(2)Ci 動力二（ロ）の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト の場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧 は、200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732×1/1,000

6. 離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項 目		値
係 数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
離島基準燃料価格		52,500 円

離島基準単価 (1 キロワット時につき)	3 厘
-------------------------	-----

以上

最新更新日：2023 年 1 月 1 日

電気料金一覧表

北海道電力エリア

(1) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	契約電流 30 アンペア	992 円 40 銭
	契約電流 40 アンペア	1,323 円 10 銭
	契約電流 50 アンペア	1,653 円 90 銭
	契約電流 60 アンペア	1,984 円 70 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	23 円 30 銭
	120 キロワット時を超え 280 キロワット時まで	29 円 40 銭
	280 キロワット時を超える分	33 円 00 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 C

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	330 円 80 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	23 円 30 銭
	120 キロワット時を超え 280 キロワット時まで	29 円 40 銭
	280 キロワット時を超える分	33 円 00 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1,248 円 40 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	17 円 20 銭
	その他季	17 円 20 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

東北電力エリア

(1) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	契約電流 30 アンペア	960 円 30 銭
	契約電流 40 アンペア	1,280 円 40 銭
	契約電流 50 アンペア	1,600 円 50 銭
	契約電流 60 アンペア	1,920 円 60 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	18 円 10 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	24 円 60 銭
	300 キロワット時を超える分	28 円 50 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 C

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	320 円 10 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	18 円 10 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	24 円 60 銭
	300 キロワット時を超える分	28 円 50 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1,227 円 10 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	15 円 50 銭
	その他季	14 円 10 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

東京電力エリア

(1) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	契約電流 30 アンペア	832 円 30 銭
	契約電流 40 アンペア	1, 109 円 70 銭
	契約電流 50 アンペア	1, 387 円 10 銭
	契約電流 60 アンペア	1, 664 円 60 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	19 円 30 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	25 円 70 銭
	300 キロワット時を超える分	29 円 70 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 C

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	277 円 50 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	19 円 30 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	25 円 70 銭
	300 キロワット時を超える分	29 円 70 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1, 088 円 40 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	16 円 90 銭
	その他季	15 円 40 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

中部電力エリア

(1) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	契約電流 30 アンペア	832 円 30 銭
	契約電流 40 アンペア	1,109 円 70 銭
	契約電流 50 アンペア	1,387 円 10 銭
	契約電流 60 アンペア	1,664 円 60 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	20 円 50 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	24 円 80 銭
	300 キロワット時を超える分	27 円 70 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 C

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	277 円 50 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	20 円 50 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	24 円 80 銭
	300 キロワット時を超える分	27 円 70 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1,109 円 70 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	16 円 50 銭
	その他季	15 円 00 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

北陸電力エリア

(1) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	契約電流 30 アンペア	704 円 30 銭
	契約電流 40 アンペア	939 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1, 173 円 70 銭
	契約電流 60 アンペア	1, 408 円 50 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	17 円 40 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	21 円 10 銭
	300 キロワット時を超える分	22 円 80 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 C

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	234 円 80 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	17 円 40 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	21 円 10 銭
	300 キロワット時を超える分	22 円 80 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1, 131 円 10 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	11 円 80 銭
	その他季	10 円 80 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

関西電力エリア

(1) C i 電灯 従量電灯 A

最低料金	15 キロワット時まで	341 円 01 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	15 キロワット時を超え 120 キロワット時まで	19 円 80 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	25 円 00 銭
	300 キロワット時を超える分	27 円 90 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	384 円 20 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	17 円 40 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	20 円 50 銭
	300 キロワット時を超える分	23 円 00 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1045 円 70 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	14 円 00 銭
	その他季	12 円 60 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

中国電力エリア

(1) C i 電灯 従量電灯 A

最低料金	15 キロワット時まで	336 円 38 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	15 キロワット時を超え 120 キロワット時まで	20 円 20 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	26 円 70 銭
	300 キロワット時を超える分	28 円 70 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	394 円 80 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	17 円 60 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	23 円 50 銭
	300 キロワット時を超える分	25 円 30 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1077 円 70 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	14 円 60 銭
	その他季	13 円 40 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

四国電力エリア

(1) C i 電灯 従量電灯 A

最低料金	11 キロワット時まで	411 円 40 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	11 キロワット時を超え 120 キロワット時まで	19 円 80 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	26 円 20 銭
	300 キロワット時を超える分	29 円 60 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	362 円 80 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	16 円 50 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	21 円 90 銭
	300 キロワット時を超える分	24 円 70 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1,083 円 10 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	15 円 40 銭
	その他季	14 円 00 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

九州電力エリア

(1) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	契約電流 30 アンペア	864 円 30 銭
	契約電流 40 アンペア	1,152 円 40 銭
	契約電流 50 アンペア	1,440 円 50 銭
	契約電流 60 アンペア	1,728 円 60 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	17 円 00 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	22 円 40 銭
	300 キロワット時を超える分	25 円 30 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 C

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	288 円 10 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	17 円 00 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	22 円 40 銭
	300 キロワット時を超える分	25 円 30 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	981 円 70 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	16 円 70 銭
	その他季	15 円 00 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

沖縄電力エリア

(1) C i 電灯 従量電灯

最低料金	10 キロワット時まで	402 円 40 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	10 キロワット時を超え 120 キロワット時まで	22 円 30 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	27 円 70 銭
	300 キロワット時を超える分	29 円 60 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1,291 円 10 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	15 円 99 銭
	その他季	14 円 61 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

燃料費調整単価ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金等の契約詳細条件は、約款をご参照ください。

環境価値付加電力「Ci グリーンでんき」オプションプランに関する約款

株式会社歯愛メディカル（以下「当社」）がご提供する電気供給契約のオプションプランである環境価値付加電力「Ci グリーンでんき」の適用を承諾したお客さまの適用条件等について本紙によりご説明させていただきますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

尚、当社は小売電気事業者である株式会社エネットの取次店であり、株式会社エネットが供給する「EnneGreen」を「Ci グリーンでんき」として提供いたします。

本紙は、別途お客さまに交付する「歯愛メディカル電気供給約款」、「Ci 電たる電力販売に関する重要事項説明」（あわせて以下「C i 電たる約款等」といいます）と一体となって適用され、本サービスに関する契約条件となります。お客さまにおかれましてはC i 電たる約款等および本約款の内容につきましてあらかじめご了承ください、お申込み下さい。

1. 定義

以下の用語は、本約款において、それぞれ以下の意味で使用します。

(1) 環境価値

再生可能エネルギー由来の電気の持つ、化石エネルギーの節減や二酸化炭素の排出抑制等の価値をいいます。

(2) 環境価値付加電力

お客さまへ供給された環境価値を付加された電気をいいます。

(3) 環境価値付加電力量

温対法における調整後二酸化炭素排出量が 0 となる環境価値付加電力の電力量をいいます。

(4) FIT 電気

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法による認定を受けた設備より再生可能エネルギー源を用いて発電された電気をいいます。

(5) 温対法

地球温暖化対策の推進に関する法律（令和 4 年法律第 60 号）をいいます。

(6) 非化石証書

経済産業省及びその委託を受けた一般社団法人日本卸電力取引所が運営する、非化石価値（高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値）、ゼロエミ価値（温対法上の CO2 排出係数が 0kg-CO2/kWh である価値）及び環境表示価値（小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値）を有する証書をいいます。

2. 適用期間

歯愛メディカル電力販売サービス（以下「電力契約」）の供給開始日または別途当社が定めた日から、料金適用開始の日以降最初に訪れる 3 月の検針日の前日までといたします。契約期間満了に先だって需給契約の終了または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社が需給契約者に通知する事項は、本号に基づき更新された契約期間のみとなります。なお、当社との電力契約が解約された場合、その解約日をもって Ci グリーンでんきの適用は終了するものとします。

3. Ci グリーンでんきの環境価値付加電力量の算定

(1) 当社がお客さまに供給する環境価値付加電力量は、以下の式に従い算定します。なお、計算結果は小数点以下切り上げとします。

$$\text{環境価値電力量} = \text{対象需要家の対象契約ごとの月間使用電力量（実績値）}$$

(2) 当社は環境価値付加電力量の内訳について可能な限りの量を FIT 電気と非化石証書を組み合わせて提供するものとします。

4. 料金

(1) 料金単価

Ci グリーンでんき料金の単価は以下に定めるとおりといたします。

環境価値付加小売単価：2.04 円/kWh（消費税相当額（消費税率 10%）を含む）

(2) 環境価値付加電力料金の算定

Ci グリーンでんきの適用を受けるお客さまはCi 電たる約款で定める電気料金に加え、以下にて算定する環境価値付加電力料金をお支払いいただきます。なお、計算結果は小数点以下切捨てとします。

環境価値付加小売料金＝環境価値付加電力量 × 環境価値付加小売単価

5. 免責

当社は、次の各号に定める事由により、第3項に従って算定される環境価値付加電力量を供給できない場合があります。この場合において、お客さまが損害を被ったとしても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。

(1) 不可抗力（日照不足、天災地変、火事、停電、戦争、ストライキ、暴動などの場合を含むがこれに限らない）による FIT 電気等の発電不足

(2) 発電設備の損傷、故障、亡失等による発電停止

(3) 市場流通する非化石証書に基づく電力量の不足

(4) その他当社の責めによらず、環境価値付加電力量を確保できない状況

6. お問い合わせ先

取次事業者：株式会社歯愛メディカル

Ci メディカル電力事業部 076-205-5880 時間帯 10:00-18:00（年末年始土日祝除く）

小売電気事業者：株式会社エネット（登録番号：A0009）

エネットコンタクトセンター 0120-2233-79 時間帯 9:00-17:00（年末年始土日祝除く）

停電などに関するお問い合わせ先

各地域の一般送配電事業者

7. その他

当社は当約款の内容を変更することがあります。当社が当約款の内容を変更する際は、お客さまへ変更内容を事前に通知いたします。

2023 年 1 月

株式会社歯愛メディカル

「Ci 電たる還元プラン」利用規約

(株)歯愛メディカル（以下「甲」という。）が Ci 電たる還元プラン（以下本プラン）加入者（以下「乙」という。）に対して定める利用規約は次のとおりとします。

第1条 規約の目的

1. 乙は歯愛メディカル電気供給約款、電気ご使用申込書、重要事項説明書に則る他、本利用規約に基づいて割引を受けるものとします。
2. この規約は、乙が第2条の手続により本プランに加入することで、甲が乙に請求する本プラン従量電灯ご請求額（以下「請求額」という。）から第4条に定める条件で現金振り込み（以下還元）することを目的とします。

第2条 加入の申込および入会日

本プランに加入されたい方は、本規約の定めるところにより、甲が指定する方法で申し込む事で 加入できます。ただし、加入日は甲にて申し込み意思の確認、および加入条件の確認を行った日の翌月1日といたします。

第3条 加入条件

乙は、加入にあたり次のすべての条件を満たすこととします。

- (1) Ci 電たる還元プラン従量電灯へ加入していること
- (2) Ci 電たる還元プラン従量電灯の支払方法を「口座引落」とすること
- (3) Ci 電たる還元プラン従量電灯の請求書送付方法を「メール受取」とすること
- (4) 電たる還元プラン従量電灯に加入する乙の施設が歯科医院、技工所、動物病院、医院、クリニック、介護施設、幼稚園・保育園、美容サロン・薬局のいずれかに該当すること
- (5) 申し込み前に甲が確認した乙の電力検針票（またはデータ）の従量電灯の請求が月間 20,000 円（税込）を超えていること

第4条 還元方法、条件

1. 甲は乙が甲から供給される本プランにて請求する電気代の金額（税込）の3%（小数点以下切捨）に相当する金額を代表者または法人、個人事業主名義の口座に毎月甲より振り込みするものとします。
2. 還元にかかる振り込み手数料は甲が負担するものとします。
3. 甲は本プランの還元金額について、Ci 電たるお客さまマイページには表示せず、乙より希望があった場合のみに電子メールにて送付するものとします。
4. 還元される振り込み口座は甲が指定する方法にて乙が設定するものとします。
5. 還元される振り込み口座を甲が申込日から3か月間確認が取れない場合は、乙の料金プランを Ci 電たる通常プランに変更させていただきます。（この期間の還元額は還元されません。）
6. 還元に関する最終的な判断は、甲が行うものとし、乙はこれに従うものとします。
7. 甲は、還元の条件について、いつでも新規に設定、変更または終了させることができます。
8. 甲は、前項に定める事由により乙に何らかの不利益が発生したとしても、当該不利益について補償せず、一切の責任を負いません。
9. 還元の利用にともない、税金や付帯費用が発生する場合には、乙がこれら費用を負担するものとします。

第5条 割引の取り消し・消滅

1. 甲が対象取引について還元の適用を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、甲は対象の還元を取り消すことができます。
2. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、乙が所有する還元権利の一部または全部を取り消すことができます。

- (1) 違法または不正行為があった場合

(2) 本規約その他甲が定める規約・ルール等に違反した場合

(3) その他、甲が乙に適用された還元を取り消すことが適当と判断した場合

3. 甲は、取り消しまたは消滅した還元金額について何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

第6条 会員資格の喪失

乙が本プランの請求額の支払を2か月以上遅滞した場合、または甲が不適切と判断した場合、乙は本プランの利用資格を喪失します。また、乙が本プランを解約された場合、還元資格も喪失するものとします。

第7条 会員規約の変更等

1. 甲は、乙に事前に通知することなく、本規約の内容の変更（還元の廃止、還元の停止、還元率の変更を含みますが、これらに限られません。）を行うこと、または本プランを終了もしくは停止することがあり、乙はこれをあらかじめ承諾するものとします。

2. 甲は、前項の変更により乙に不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負わないものとします

第8条 免責

本プログラムにおいて、天災地変、通信回線やコンピュータ等の障害その他の事由により、データの消失または割引適用もしくは利用に関する何らかの障害が発生した場合でも、甲は乙に生じた損害その他不利益について一切責任を負わず、何らの補償も行わないものとします。

お問い合わせのご相談窓口

この契約についてのお問い合わせ等は、次の場所で行っております。

株式会社 歯愛メディカル

〒924-0004 石川県白山市旭丘 2-6

電話 076-205-5880

2021年11月1日 施行

電気料金一覧表(還元プラン)

北海道電力エリア(還元プラン)

(1) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	契約電流 30 アンペア	1,023 円 00 銭
	契約電流 40 アンペア	1,364 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1,705 円 00 銭
	契約電流 60 アンペア	2,046 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	23 円 97 銭
	120 キロワット時を超え 280 キロワット時まで	30 円 26 銭
	280 キロワット時を超える分	33 円 98 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 C

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	341 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	23 円 97 銭
	120 キロワット時を超え 280 キロワット時まで	30 円 26 銭
	280 キロワット時を超える分	33 円 98 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1,287 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	17 円 67 銭
	その他季	17 円 67 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

東北電力エリア(還元プラン)

(1) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	契約電流 30 アンペア	990 円 00 銭
	契約電流 40 アンペア	1,320 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1,650 円 00 銭
	契約電流 60 アンペア	1,980 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	18 円 58 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	25 円 33 銭
	300 キロワット時を超える分	29 円 28 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 C

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	330 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	18 円 58 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	25 円 33 銭
	300 キロワット時を超える分	29 円 28 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1,265 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	15 円 95 銭
	その他季	14 円 50 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

東京電力エリア (還元プラン)

(1) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
	契約電流 40 アンペア	1, 144 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1, 430 円 00 銭
	契約電流 60 アンペア	1, 716 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	19 円 88 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	26 円 48 銭
	300 キロワット時を超える分	30 円 57 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 C

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	19 円 88 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	26 円 48 銭
	300 キロワット時を超える分	30 円 57 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1, 122 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	17 円 37 銭
	その他季	15 円 80 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

中部電力エリア(還元プラン)

(1) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
	契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
	契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	21 円 04 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	25 円 51 銭
	300 キロワット時を超える分	28 円 46 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 C

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	21 円 04 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	25 円 51 銭
	300 キロワット時を超える分	28 円 46 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1,144 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	17 円 01 銭
	その他季	15 円 46 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

北陸電力エリア(還元プラン)

(1) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	契約電流 30 アンペア	726 円 00 銭
	契約電流 40 アンペア	968 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1,210 円 00 銭
	契約電流 60 アンペア	1,452 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	17 円 84 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	21 円 73 銭
	300 キロワット時を超える分	23 円 44 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 C

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	242 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	17 円 84 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	21 円 73 銭
	300 キロワット時を超える分	23 円 44 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1,166 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	12 円 15 銭
	その他季	11 円 09 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

関西電力エリア(還元プラン)

(1) C i 電灯 従量電灯 A

最低料金	15 キロワット時まで	341 円 01 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	15 キロワット時を超え 120 キロワット時まで	20 円 31 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	25 円 71 銭
	300 キロワット時を超える分	28 円 70 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	396 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	17 円 91 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	21 円 12 銭
	300 キロワット時を超える分	23 円 63 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1078 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	14 円 43 銭
	その他季	12 円 95 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

中国電力エリア(還元プラン)

(1) C i 電灯 従量電灯 A

最低料金	15 キロワット時まで	336 円 87 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	15 キロワット時を超え 120 キロワット時まで	20 円 76 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	27 円 44 銭
	300 キロワット時を超える分	29 円 56 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	407 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	18 円 07 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	24 円 16 銭
	300 キロワット時を超える分	26 円 03 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1111 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	15 円 01 銭
	その他季	13 円 72 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

四国電力エリア(還元プラン)

(1) C i 電灯 従量電灯 A

最低料金	11 キロワット時まで	411 円 40 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	11 キロワット時を超え 120 キロワット時まで	20 円 37 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	26 円 99 銭
	300 キロワット時を超える分	30 円 50 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	374 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	16 円 97 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	22 円 50 銭
	300 キロワット時を超える分	25 円 42 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1,116 円 50 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	15 円 80 銭
	その他季	14 円 36 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

九州電力エリア(還元プラン)

(1) C i 電灯 従量電灯 B

基本料金	契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭
	契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭
	契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭
	契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	17 円 46 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	23 円 06 銭
	300 キロワット時を超える分	26 円 06 銭

(2) C i 電灯 従量電灯 C

基本料金	1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	最初の 120 キロワット時まで	17 円 46 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	23 円 06 銭
	300 キロワット時を超える分	26 円 06 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1012 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	17 円 12 銭
	その他季	15 円 43 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

沖縄電力エリア(還元プラン)

(1) C i 電灯 従量電灯

最低料金	10 キロワット時まで	402 円 40 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	10 キロワット時を超え 120 キロワット時まで	22 円 95 銭
	120 キロワット時を超え 300 キロワット時まで	28 円 49 銭
	300 キロワット時を超える分	30 円 47 銭

(3) C i 動力 (低圧電力)

基本料金	1 キロワットにつき	1,331 円 00 銭
電力量料金 (1 キロワット時あたり)	夏季	16 円 01 銭
	その他季	14 円 62 銭

※ただし、お客様の電気のご使用状況によってはご提供できない場合があります。

燃料費調整単価ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金等の契約詳細条件は、約款をご参照ください。